

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除の延長	
税 目	所得税（租税特別措置法第 10 条第 6 項） 法人税（租税特別措置法第 42 条の 4 第 9 項、第 68 条の 9 第 9 項）	
要 望 の 内 容	<p>試験研究費の増加額に係る税額控除又は売上高に占める割合が 10% を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用が可能となる措置について、適用期限の延長を行う。</p>	
	減収見込額 （平年度）	— 百万円 （▲23,325）

新
設
・
拡
充
又
は
延
長
を
必
要
と
す
る
理
由

(1) 政策目的

我が国の研究開発投資総額（平成 19 年度：18.9 兆円）の約 7 割（同：13.8 兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。

特に、医薬品産業については、欧米製薬企業との厳しい競争にさらされる中、研究開発に取り組み、21 世紀のリーディング産業として、日本の成長牽引役を担いつつ、国民の生命・健康の維持・増進の観点から、世界最高水準の医薬品を国民に迅速に提供することが期待されている。

(2) 施策の必要性

我が国民間企業は、国全体の研究開発投資総額の約 7 割を担っており、我が国のイノベーションの中核的な機能を果たしている。このような民間企業の創意工夫ある自主的な研究開発投資を促進し、我が国の経済成長力、国際競争力の維持・強化を図っていくためには、研究開発を促進するための税制措置が必要。

特に、医薬品の研究開発は①成功確率が低い（0.005%）、②研究開発期間が長期にわたる（10～20 年）といった特徴を有しており、医薬品産業は、③従来より他業種に比べて売上高に対する研究開発費比率が特に高い中、近年は、2010 年問題（主力製品の特許切れ）に対応していくためにも、新薬の開発に継続的に取り組んで行くことが必要な状況となっている。「革新的医薬品・医療機器創出のための 5 か年戦略」（平成 21 年 2 月改定、内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省）においても、「研究開発に多額の資金を要する医薬品・医療機器開発の特性を踏まえ、イノベーションを促進する観点から、研究開発等に係る税制の充実・強化を図るよう検討する」とされており、グローバル化が一層進展する中、我が国医薬品企業の国際競争力の維持・強化を図る観点からも、本税制の維持が必要である。

(3) 要望の措置の妥当性

我が国においては、

- ①企業等が実施する研究開発は、国全体の研究開発に占める割合が高く（71.9%。韓国に次いで 2 番目）、
- ②企業等が実施する研究開発投資の殆どを企業等自身が負担し（98.5%）、
- ③政府による企業等への直接支援は少ない（1.1%、主要国中最低）。

出典：経済産業省「我が国の産業技術に関する研究開発活動の動向－第 9 版－（2008 年度）」

したがって、我が国のイノベーションを活性化するためには、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが重要であり、このため、昭和 42 年度に研究開発税制が創設されて以来、累次の拡充が行われてきている。

なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近年、拡充されている。

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>本税制措置による経済波及効果は、以下のとおり。</p> <p>【研究開発税制全体】</p> <p>① 減税による研究開発投資の押し上げ効果の試算</p> <p>研究開発税制利用実態調査結果（平成21年度経産省実施、以下、「利用実態調査」）を基に、平成21年度一年間の減税による研究開発投資押し上げ効果を次のとおり試算。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度減収額：2,540億円（財務省試算） ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果：1.66倍 ・研究開発投資押し上げ額：4,216億円（2,540億円×1.66） <p>② 減税により押し上げられた研究開発投資による経済波及効果の試算</p> <p>上記①を基に、押し上げられた研究開発投資（4,216億円）が中長期的に及ぼすGDP押し上げ効果を、マクロモデル（平成16年度経産省委託事業により構築したマクロモデルのデータを最新化して利用）により次のとおり試算。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発投資押し上げ額：4,216億円 ↓ GDP押し上げ効果（マクロモデルによる計算） ・平成21年度の研究開発税制による減税が、平成21年度～平成30年度までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果：約1.7兆円 <p>【増加型・高水準型】</p> <p>上記で試算した研究開発税制全体の経済波及効果を、利用実態調査で得られた各型別の減収額割合で按分して次のとおり試算。</p> <p>① 増加型のGDP押し上げ効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10年間（平成21～30年度）累計で約1,047億円 <p>② 高水準型のGDP押し上げ効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10年間（平成21～30年度）累計で約392億円
<p>今回の要望に関</p>	<p>政策評価体系における位置付け</p> <p>(基本目標Ⅰ) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること。</p> <p>(施策目標9) 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること。</p> <p>(施策目標9-1) 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品作業等の振興を図ること。</p> <p>政策的達成目標</p> <p>革新的医薬品・医療機器の国際的開発・提供体制へ我が国が参加していくとともに、日本で開発される革新的医薬品・医療機器の世界市場におけるシェアが拡大されることを通じて、医薬品・医療機器産業を日本の成長牽引役へ導き、世界最高水準の医薬品・医療機器を国民に迅速に提供すること。</p>

	<p>租税特別措置の適用又は延長期間は延長期間</p>	<p>適用期間を平成24年3月31日まで延長。</p>																																																																		
	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>政策の達成目標と同じ。</p>																																																																		
	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>中小企業技術基盤強化税制 特別試験研究に係る税額控除制度</p>																																																																		
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>・保健医療分野における基礎研究推進事業 6,300,683千円 ・先端的基盤開発研究経費 7,422,846千円 ・臨床応用基盤研究経費 6,088,209千円</p>																																																																		
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>医薬品・医療機器産業の研究開発活動を推進するための支援</p>																																																																		
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>政策の達成状況</p>	<p>我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。</p> <p>主要国の対GDP民間研究開発投資比率 (単位：%)</p> <table border="1" data-bbox="475 1106 1310 1576"> <thead> <tr> <th></th> <th>2003年</th> <th>2004年</th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>2.40</td> <td>2.38</td> <td>2.54</td> <td>2.63</td> <td>2.68</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.71</td> <td>0.82</td> <td>0.91</td> <td>1.01</td> <td>1.07</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.00</td> <td>2.18</td> <td>2.29</td> <td>2.49</td> <td>2.65</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.84</td> <td>1.79</td> <td>1.83</td> <td>1.89</td> <td>1.93</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.11</td> <td>1.06</td> <td>1.06</td> <td>1.08</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>1.16</td> <td>1.19</td> <td>1.15</td> <td>1.11</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.87</td> <td>0.88</td> <td>0.79</td> <td>0.73</td> <td>0.72</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.36</td> <td>1.36</td> <td>1.30</td> <td>1.32</td> <td>1.31</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.76</td> <td>1.74</td> <td>1.72</td> <td>1.77</td> <td>1.77</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>0.52</td> <td>0.52</td> <td>0.55</td> <td>0.55</td> <td>0.55</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2009/01」医薬品の研究開発費の推移 平成13年度：7,305億円 平成14年度：8,045億円 平成15年度：8,327億円 平成16年度：8,480億円 平成17年度：9,536億円 平成18年度：10,497億円 平成19年度：12,192億円 平成20年度：14,133億円 (出典：各社決算短信)</p>		2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.07	韓国	2.00	2.18	2.29	2.49	2.65	アメリカ	1.84	1.79	1.83	1.89	1.93	イギリス	1.11	1.06	1.06	1.08	1.15	カナダ	1.16	1.19	1.15	1.11	1.05	ロシア	0.87	0.88	0.79	0.73	0.72	フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.31	ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.55
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年																																																															
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68																																																															
中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.07																																																															
韓国	2.00	2.18	2.29	2.49	2.65																																																															
アメリカ	1.84	1.79	1.83	1.89	1.93																																																															
イギリス	1.11	1.06	1.06	1.08	1.15																																																															
カナダ	1.16	1.19	1.15	1.11	1.05																																																															
ロシア	0.87	0.88	0.79	0.73	0.72																																																															
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.31																																																															
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77																																																															
イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.55																																																															

	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>・減収額試算（うち、税法上の中小企業分） 平成15年度 1,046億円(21億円) 平成16年度 4,242億円(147億円) 平成17年度 5,663億円(307億円) 平成18年度 5,820億円(305億円) 平成19年度 6,269億円(167億円) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」)</p> <p>(参考) 平成20年度 6,510億円 平成21年度 2,540億円 (財務省による減収額試算)</p> <p>・利用実績（うち、税法上の中小企業分） 平成19年度 8,479事業年度(5,747事業年度) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」)</p> <p>(注) 上記統計及び同統計における決算期間別の法人数から見て、研究開発税制の利用企業数では、中小企業が6割強を占めると推測される。なお、平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p>
	<p>租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等</p>	<p>政策の達成目標と同じ。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>革新的医薬品・医療機器の国際的開発・提供体制へ我が国が参加していくとともに、日本で開発される革新的医薬品・医療機器の世界市場におけるシェアが拡大されることを通じて、医薬品・医療機器産業を日本の成長牽引役へ導き、世界最高水準の医薬品・医療機器を国民に迅速に提供すること。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>医薬品等の研究開発期間は他の産業に比べて長期にわたるため、税制の効果がすぐに現れるわけではないが、現行の試験研究税制は、活用実績が高く、特に医薬品産業においては控除限度額まで活用されるなどにより、試験研究費は年々増加してきており、医薬品・医療機器産業の研究開発活動を有効に支援してきたといえる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>昭和42年度 創設 増加した試験研究費の25%税額控除 昭和43年度 拡充 12%を越える増加分…50%税額控除 12%以下増加分…25%税額控除 昭和49年度 縮減 15%を越える増加分…50%税額控除 15%以下増加分…25%税額控除 昭和51年度 縮減 増加した試験研究費の20%税額控除 昭和60年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設 昭和63年度 拡充 特定株式の取得価額の20%を増加試験研究費として特別加算 平成5年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の創設 (共同試験研究促進税制の創設) 平成6年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (国際共同試験研究促進税制の創設) 平成7年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を追加) 平成9年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を行う民間企業が自社内で支出する試験研究費を税額控除の対象に</p>

		追加)
平成11年度	拡充	比較試験研究費の額を過去5年間の各期の試験研究費の額の多い方から3期分の平均額とし、当期の試験研究費の額を超える場合（当期の試験研究費の額が、基準試験研究費の額〔前期及び前々期の試験研究費の額〕を越える場合に限る）には、その比較試験研究費の額を超える部分の金額の15%相当額を税額控除する）制度へ改組。 特別税額控除限度額を当期の法人（所得）税額の12%相当額（特別試験研究の額がある場合には、その支出額の15%相当額を加算することとし、当期の法人（所得）税額の14%相当額を限度）に変更。
	縮減	基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑化法の特定事業者に係る特例の廃止
平成13年度	拡充	特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究を加える。
	縮減	伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金の廃止。
平成15年度	創設	試験研究費総額の一定割合の税額控除制度の創設
平成18年度	創設	試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創設
	縮減	税額控除率の2%上乗せ措置の廃止
平成20年度	創設	試験研究費の増加額×5%を税額控除（増加型）する制度の創設
		売上高の10%を超える額×一定比率を税額控除（高水準型）する制度の創設
平成21年度	拡充	産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用を加える。
	拡充	（経済対策）試験研究費の総額に係る税額控除制度等について ①平成21、22年度において税額控除ができる限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引き上げるとともに、 ②平成21、22年度に生じる税額控除限度超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能とする。